

大規模小売店舗地域貢献ガイドライン

令和２年４月

名古屋市

目 次

第1	ガイドライン策定の背景	1
第2	ガイドライン策定の目的	3
第3	ガイドラインの内容	4
1	対象	4
2	出店計画の早期の情報提供	4
(1)	出店概要書	4
(2)	地域説明会の開催	5
(3)	名古屋市の関係課等からの意見の通知	6
(4)	出店概要書の取下げ	6
3	自主的な地域貢献の促進	7
(1)	地域貢献計画書	7
(2)	地域貢献懇談会の開催	8
(3)	地域貢献実施状況報告書の提出	9
(4)	既設大規模小売店舗の取扱い	9
第4	施行期日	10
別表	地域貢献活動事例	11
第1号様式	出店概要書	19
第2号様式	地域説明会開催結果報告	20
第3号様式	取下書	21
第4号様式	地域貢献計画書	22
第5号様式	地域貢献変更計画書	23
第6号様式	地域貢献懇談会開催結果報告書	24
第7号様式	地域貢献実施状況報告書	25
第8号様式	地域貢献実施状況報告書	26
手続フロー		27

※「大規模小売店舗」とは・・・

大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する「店舗面積が1,000㎡を超える小売店舗」をいいます。

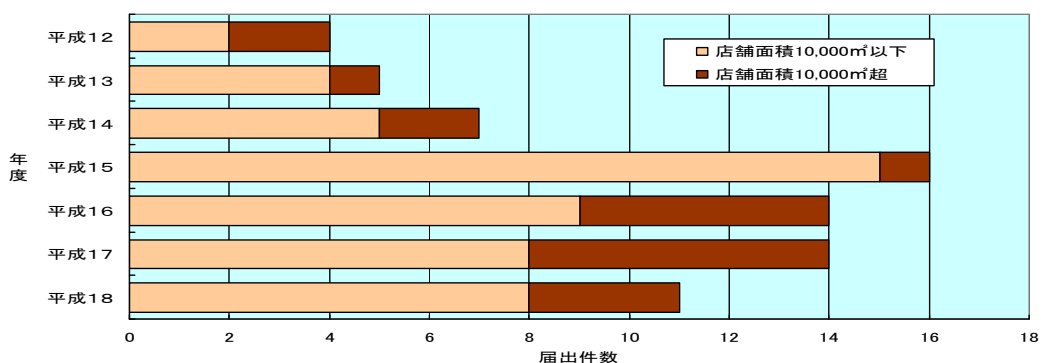
※「地域」とは・・・

このガイドラインでは、大規模小売店舗が事前説明や貢献を果たす際の基本的なエリア・相手方として「地域」という表現を使っています。出店する学区（小学校区）の範囲を想定していますが、店舗の規模や出店する場所により、その範囲が異なってくる場合も考えられます。

第1 ガイドライン策定の背景

- 平成12年の大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」といいます。）の施行以降、本市では約70件の大規模小売店舗の新設の届出が行われています。近年、店舗の大型化がすすみ、また、物販のみならず、サービス業を始め様々な業種もテナントとして入るなど複合化する大規模小売店舗も見られます。このため、大規模小売店舗の出店による地域への影響は大きなものとなってきています。

大規模小売店舗の新設届出件数（平成19年3月31日現在）



※ 届出後に取下げがあったものを除く。

- 大規模小売店舗の立地に関しては、大店立地法、都市計画法及び中心市街地活性化法のいわゆる「まちづくり三法」による総合的な対策がとられています。このうち都市計画法及び中心市街地活性化法については、平成18年に、商業機能を含む都市機能の適正立地と中心市街地のにぎわい回復を図るための改正が行われ、特に都市計画法改正では、第二種住居、準住居、工業地域における床面積10,000㎡を超える店舗等の立地を制限する一方、開発整備促進区を定める地区計画を指定することで立地を可能とする制度が創設されています。

さらに、本市では、都市計画審議会からの答申を受け、平成19年11月に、大規模集客施設の立地について、準工業地域においても、都市計画法改正の対象となった工業地域等と同様の制

限と地区計画等による対応をする旨の「大規模集客施設の立地のあり方について」名古屋市方針を定めており、今後は必要な建築条例制定や都市計画決定の手続などを行う予定です。

これらの結果、大規模小売店舗が郊外よりも既成市街地に立地する傾向が高まることも予想されます。

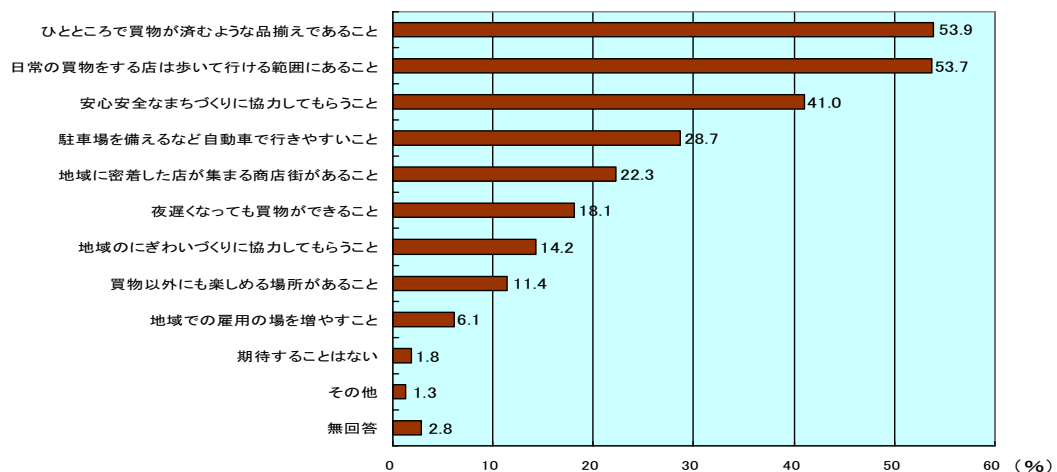
- 本市は、平成 16 年 11 月に、「安心・安全で快適なまちづくりなごや条例」を施行しました。この条例では、安心、安全で快適な環境に関する地域の身近な課題について、市民、事業者、市が、それぞれの役割のもと、協働して取組みをすすめることにより、安心、安全で快適なまちの実現をめざしています。

そのため、本市では、これまでも大規模小売店舗の設置者に対し、大規模小売店舗に期待する地域貢献の例として、安心、安全で快適なまちづくり活動をあげ、積極的に取り組むよう働きかけてきました。

- 平成 17 年度に行われた市政アンケートによると、大規模小売店舗を含む地域の商業に望む役割として、「安心安全なまちづくりへの協力」等のポイントが高く、地域との関わりを望む市民が多いという結果が出ています。

平成 17 年度第 4 回市政アンケートの結果（対象 2,000 人 有効回答率 52.8%）

地域の商業について望ましい小売店舗の形態や小売店舗に望む役割は何ですか。（複数回答）



- 国の審議会※が、大型店の社会的責任の一環として積極的に地域貢献に取り組むべきとの考え方を示し、また、中心市街地活性化法の改正において事業者による中心市街地の活性化への取り組みについての責務規定が定められたことを踏まえ、関係業界団体においては、まちづくりへの貢献に関する自主ガイドラインを策定しています。これを受けて、大店立地法の運用指針※においては、個々の事業者も自主的な取り組みを積極的に行うことが強く期待される旨盛り込まれています。

※ 審議会：産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議

※ 大店立地法の運用指針：平成 19 年経済産業省告示「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」

- このような状況を踏まえ、本市は、出店計画の早期の情報提供と自主的な地域貢献の促進を内容とした「大規模小売店舗地域貢献ガイドライン」をまとめました。

第 2 ガイドライン策定の目的

- このガイドラインは、事業者が、大店立地法が求める周辺地域の生活環境への配慮のほかに、地域と十分コミュニケーションをとることで、出店に対する地域の理解を深め、大規模小売店舗が地域と連携してニーズに合った地域貢献に取り組むことを目的とし、もって安心、安全で快適なまちの実現をめざします。
- このガイドラインで定める手続は任意で行われるものですが、事業者が積極的に情報を開示し、熱心に地域貢献に取り組むことは、地域に根ざした店舗として地域や消費者の支持を深めることにもつながりますので、ガイドラインの主旨をご理解いただき、是非ともご協力をお願いします。

第3 ガイドラインの内容

1 対象

次のいずれかに該当する大規模小売店舗とします。

- (1) 新規に出店する大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡を超えるもの）
- (2) 既設の大規模小売店舗を建て替える場合で、建替え後の店舗面積が1,000㎡を超えるもの
- (3) 既設の大規模小売店舗を増床する場合で、増加する店舗面積が1,000㎡又は増加前の店舗面積の1割を超えるもの

2 出店計画の早期の情報提供

(1) 出店概要書

ア 出店概要書の提出

第3-1に規定する大規模小売店舗の設置者は、あらかじめ名古屋市に出店概要書（第1号様式）を提出してください。

出店概要書には、以下の事項を記載してください。

- ・大規模小売店舗の名称
- ・大規模小売店舗の所在地
- ・用途地域
- ・敷地面積
- ・延床面積（増床の場合は、増床後の延床面積）
- ・店舗面積（増床の場合は、増床後の店舗面積）
- ・小売店舗以外の併設施設の種類及び併設施設ごとの床面積
- ・建物の構造
- ・主なテナント
- ・営業時間（開店時刻及び閉店時刻）

- ・駐車場の収容台数
- ・開店等までのスケジュール

イ 提出時期

出店概要書は、次のいずれかのうち最も早い時期までに提出してください。

- ・建築基準法第6条第1項に基づく確認申請（建築基準法第6条の2第1項に規定する者に対する確認申請を含みます。）の3か月前
- ・農地法第4条第1項又は第5条第1項に基づく許可申請又は届出（許可申請又は届出が不要な場合を除きます。）のとき
- ・都市計画法第30条第1項に基づく許可申請（許可申請が不要な場合を除きます。）のとき
- ・大店立地法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項に基づく届出の3か月前

ウ 提出先

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

エ 出店概要書の公表

名古屋市は、出店概要書が提出されたときは、速やかに名古屋市のホームページによりその内容を公表します。

(2) 地域説明会の開催

出店概要書の提出者は、以下のとおり地域説明会を開催してください。

ア 提出者は、名古屋市と協議の上で、提出から1か月以内に
出店概要書の内容を周知するための地域説明会を開催してください。

イ 地域説明会の参加対象者は、地域住民、学区連絡協議会、
商工団体（商店街振興組合、商工会等をいいます。以下同

じ。)等とします。

ウ 開催場所、日時は、参加者の利便性に配慮することとし、出店地の近隣で、平日の夜間、土、日、祝日等に行ってください。また、開催回数は、原則1回とします。

エ 開催の周知については、学区連絡協議会、商工団体等の協力を得て、事前に広報してください。

オ 地域説明会は、提出者がすべてを運営し、参加者の質問等に対して誠意をもって回答してください。

カ 地域説明会は、出店に関する地域の理解を深めるために開催するものであり、商業調整（小売業の地域的な需給調整）を行うものではありません。

キ 提出者は、地域説明会を開催したときは、開催結果の概要を記載した地域説明会開催結果報告書（第2号様式）を速やかに名古屋市に提出してください。

(3) 名古屋市の関係課等からの意見の通知

名古屋市は、出店概要書の提出があった場合は、名古屋市の関係課及び関係行政機関（以下「関係課等」といいます。）に出店概要書の写しを送付します。関係課等からの出店概要書に対する意見があった場合は、その意見を取りまとめ、提出者に通知します。

(4) 出店概要書の取下げ

提出者は、出店計画の見直し等により、このガイドラインの対象とならなくなったときは、取下書（第3号様式）を速やかに名古屋市に提出してください。

3 自主的な地域貢献の促進

(1) 地域貢献計画書

ア 地域貢献計画書の提出

第3 1に規定する大規模小売店舗の設置者は、名古屋市に地域貢献計画書（第4号様式）を提出してください。

地域貢献計画書には、以下の事項を記載してください。

- ・大規模小売店舗の名称
- ・大規模小売店舗の所在地
- ・地域貢献担当窓口の部署及び連絡先
- ・地域貢献に対する方針
- ・地域貢献計画（別表「地域貢献活動事例」を参照）

地域貢献計画書の作成に当たっては、テナントとの協力体制の確立に努めてください。

地域貢献計画の期間は、地域貢献計画書の提出日を含む営業年度を初年度とする5営業年度間とします。

イ 提出時期

地域貢献計画書は、出店概要書の提出日以後、開店等の6か月前までに提出してください。

また、継続的に地域貢献活動を実施するため、地域貢献計画の最終営業年度の末日の3か月前までに、次の5営業年度間の地域貢献計画書を提出してください。

ウ 提出先

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

エ 地域貢献計画書の変更

提出者は、提出内容に変更があったときは、地域貢献変更計画書（第5号様式）を速やかに名古屋市に提出してください。また、大店立地法第6条第5項に基づく届出をしようとするときは、その届出前のできるだけ早い時期までに地

域貢献変更計画書を名古屋市に提出してください。

地域貢献変更計画書の作成に当たっては、テナントとの協力体制の確立に努めてください。

オ 地域貢献（変更）計画書の公表

名古屋市は、地域貢献（変更）計画書が提出されたときは、速やかに名古屋市のホームページによりその内容を公表します。

提出者は、「地域貢献に対する方針」の店頭掲示等に努めてください。

(2) 地域貢献懇談会の開催

提出者は、以下のとおり地域貢献懇談会を開催してください。

ア 提出者は、名古屋市と協議の上で、提出から2か月以内に地域貢献計画書の内容を周知し、意見交換するための地域貢献懇談会を開催してください。なお、この期間内であれば、第3 2(2)に規定する地域説明会と併せて開催することもできます。

イ 地域貢献懇談会の参加対象者は、地域住民、学区連絡協議会、商工団体等とします。

ウ 開催場所、日時は、参加者の利便性に配慮することとし、出店地の近隣で、平日の夜間、土、日、祝日等に行ってください。また、開催回数は、原則1回とします。

エ 開催の周知については、学区連絡協議会、商工団体等の協力を得て、事前に広報してください。

オ 地域貢献懇談会は、提出者がすべてを運営し、参加者の質問等に対しては誠意をもって回答してください。

カ 地域貢献懇談会は、地域が大規模小売店舗に期待する地域貢献の内容を把握するために開催するものであり、商業

調整（小売業の地域的な需給調整）を行うものではありません。

- キ 提出者は、地域貢献懇談会を開催したときは、開催結果の概要を記載した地域貢献懇談会開催結果報告書（第6号様式）を速やかに名古屋市に提出してください。

(3) 地域貢献実施状況報告書の提出

- ア 提出者は、地域貢献（変更）計画書に記載された地域貢献活動の実施状況について、地域貢献実施状況報告書（第7号様式）を毎営業年度の終期後1か月以内に名古屋市に提出してください。

- イ 名古屋市は、地域貢献実施状況報告書が提出されたときは、速やかに名古屋市のホームページによりその内容を公表します。

(4) 既設大規模小売店舗の取扱い

- ア ガイドライン施行日（以下「施行日」といいます。）において大店立地法の適用を受けている店舗（同法に基づく手続中の店舗を含みます。）の設置者は、施行日以後最初に同法に基づく届出をするとき又は施行日から6か月後の日のいずれか早い時期までに、地域貢献実施状況報告書（第8号様式）を名古屋市に提出してください。また、以後、同法に基づく届出をするときも、地域貢献実施状況報告書を名古屋市に提出してください。

なお、大店立地法第6条第5項に基づく届出をするときは、前述の時期にかかわらず、その届出前のできるだけ早い時期までに地域貢献実施状況報告書を名古屋市に提出してください。

- イ 施行日において大店立地法の適用を受けていない店舗について、同法附則第5条第1項に基づく届出をする者は、そ

の届出をするときに、地域貢献実施状況報告書を名古屋市に提出してください。また、以後、同法に基づく届出をするとき（同法第6条第5項に基づく届出をするときは、その届出前のできるだけ早い時期まで）も、地域貢献実施状況報告書を名古屋市に提出してください。

ウ 施行日において大店立地法の適用を受けていない店舗について、同法第6条第5項に基づく届出をしようとする者は、その届出前のできるだけ早い時期までに地域貢献実施状況報告書を名古屋市に提出してください。

エ 名古屋市は、地域貢献実施状況報告書が提出されたときは、速やかに名古屋市のホームページによりその概要を公表します。

オ ア、イ及びウの規定の対象となる者は、このガイドラインの主旨を踏まえ、第3 3に規定する他の取組みについても自主的かつ積極的な協力に努めてください。

第4 施行期日

このガイドラインは、平成20年4月1日から施行し、第3の規定は、平成20年7月1日以後に大店立地法に基づく届出をするものから適用します。

策定	平成20年 1月29日	施行	平成20年 4月 1日
改正	令和 2年 4月 1日	施行	令和 2年 4月 1日

別表

地域貢献活動事例

大規模小売店舗に期待する地域貢献活動の事例を次のとおり示してあります。地域の実情に合った、自主的、積極的な取組みをお願いします。

項目	細目	具体的内容の例
1 地域づくりの 取組みへの協 力	①町を美しく する運動へ の協力	・ノーポイ運動への参加、協力 ・地域一斉清掃活動への参加、協力 ・違反広告物をなくす運動への参加、協力 ・落書き消し活動への参加、協力
	②交通安全市 民運動への 協力	・各種交通安全運動への参加、協力 ・違法駐車、青空駐車追放パトロールへの参加、協力
	③地域の祭り や行事、文 化活動への 協力	・地域の祭り、伝統行事、スポーツ、レクリエーション大会等への参加、協力 ・地域の文化活動への参加、協力
	④商店街振興 組合、商工 会等への加 入、協力	・設置者、テナントの商店街振興組合、商工会等への加入 ・商店街振興組合、商工会等が実施するイベントへの参加、協力 ・商店街等の店舗運営に必要なノウハウを有する人材の紹介、情報提供、技術支援
	⑤地域づくり に取り組む 団体への協 力	・地域づくりに取り組むNPO、ボランティア団体の活動への参加、協力
	⑥地元産品の 積極的なP Rと販売促 進	・地産地消の取組みへの協力 ・地元産品販売コーナーの設置
	⑦その他地域 づくりの取 組みへの協 力	・地域コミュニティづくりの場の提供 ・地域の事業者との取引促進やテナント入居への配慮 ・地域貢献担当窓口の店頭明示

項目	細目	具体的内容の例
2 防犯、青少年 非行防止対策 の推進	①生活安全ま ちづくり運 動への協力	・子ども見守り活動への参加、協力 ・街頭犯罪予防キャンペーンへの参加、協力
	②青少年育成 運動への協 力	・非行防止パトロールへの参加、協力 ・子ども110番の店への参加
	③店舗内、敷 地内におけ る防犯対策 の実施	・見通しを確保した商品陳列 ・防犯カメラの設置 ・警備員や従業員による定期的な巡回の実施
	④深夜営業や 営業時間外 の防犯対策、 青少年非行 防止対策の 実施	・防犯や青少年非行防止のための声かけ ・深夜営業時の警備強化 ・営業時間外における駐車場出入口の施錠、 警備員の巡回
	⑤緊急通報体 制の確立	・店舗、店舗周辺での事件発生時における警 察への通報要領の策定、迅速な避難誘導措 置等の緊急通報体制の確立
	⑥その他防犯、 青少年非行 防止対策へ の協力	・適切な照明の設置

項目	細目	具体的内容の例
3 地域防災への 協力	①防災安心まちづくり運動への協力	・ 駐車場、店舗や多目的部分を災害時の一時避難場所として提供 ・ 救出救護用器材や生活必需品を災害時の生活物資として提供 ・ 災害発生時の救助活動への参加、協力 ・ 応急復旧活動への参加、協力 ・ 地域の自主防災訓練への参加、協力
	②災害発生時におけるボランティア活動への協力	・ 従業員の災害ボランティア活動への派遣 ・ ボランティア休暇取得への環境整備
	③雨水流出抑制の実施	・ 駐車場の透水性舗装の実施 ・ 屋根雨水の地下浸透施設の設置 ・ 雨水貯留施設の設置
	④その他地域防災への協力	・ A E D（自動体外式除細動器）の設置 ・ 従業員の救命講習受講の促進

項目	細目	具体的内容の例
4 環境対策の推進	①容器包装の削減	・レジ袋有料化等レジ袋削減の実施 ・簡易包装の実施
	②3R※の推進	・資源回収ボックスの設置 ・分別排出、分別収集、再商品化の徹底 ・食品廃棄物の排出抑制、生ごみの資源化 ・グリーン購入、環境配慮商品の販売 ・店舗建築におけるリサイクル製品の活用
	③省エネルギー対策等の実施	・過剰な照明の削減と省エネ型照明器具設置 ・太陽光発電装置、小型風力発電装置等自然エネルギー設備の設置 ・断熱素材の使用、コージェネレーション設備の設置等高効率機器の導入
	④環境マネジメントシステムの導入	・名古屋市エコ事業所※の認証取得 ・ISO14001に基づく環境マネジメントシステムの導入
	⑤公共交通機関の利用促進	・公共交通エコポイント※制度への参加 ・公共交通機関利用者への特典の付与 ・パークアンドライドの実施 ・シャトルバスの運行
	⑥ヒートアイランド、地球温暖化対策の実施	・敷地内の緑化割合の増大や高木植栽、屋上、壁面、駐車場緑化の推進 ・樹木への散水等雨水の利用 ・グリーン配送、物流の効率化 ・アイドリング・ストップ、ふんわりスタート等エコドライブの呼びかけ
	⑦その他環境対策の推進に関する取り組み	・EXPOエコマナーへの協力 ・店舗排水処理対策の実施 ・周辺への悪臭や衛生上の問題に配慮した適切な対策の実施

※ 3R：リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）

※ 名古屋市エコ事業所：事業活動における環境に配慮した取組みを自主的かつ積極的に実施しているとして、名古屋市が認定した事業所

※ 公共交通エコポイント：公共交通を利用した時にポイントがもらえ、そのポイントを一定量ためると特典に交換できるシステム

項目	細目	具体的内容の例
5 子ども、高齢者、障害者への配慮	①子育て、家庭教育支援の実施	・ぴよか※への協賛等なごや未来っ子応援制度への協力 ・子育て家庭の交流や相談の場の提供 ・親学※推進協力企業制度への登録
	②ユニバーサルデザインの導入、普及協力	・子ども、子育て家庭や高齢者、障害者等に優しい、誰もが利用しやすい店舗づくりへの配慮 ・駅、バス停等からの来店経路のユニバーサルデザイン化 ・ユニバーサルデザイン関連商品の取扱い
	③地域の授産施設等の授産製品の取次ぎ、取扱い	・地域の授産施設等で製作された授産製品の展示会の開催や商品販売への協力、授産製品の取扱い
	④その他子ども、高齢者、障害者への配慮に関する取組み	・地域の学校等からの社会見学の受入れ ・食育に関するイベントや情報の提供

※ ぴよか：名古屋市内在住で18歳未満の子どもを1人以上持つ家庭(妊婦の方を含む)が、協賛店舗等に提示することによって、協賛店舗等が独自に定める割引・特典サービスを受けることができるカード

※ 親学：子どもにとって親はどうあるべきかを考え、子どもとともに親として成長する楽しさを学ぶもの

項目	細目	具体的内容の例
6 地域雇用確保 への協力	①地域からの 雇用の促進	・ 従業員の地域からの優先的な採用
	②安定的雇用 の確保	・ 正社員採用への配慮
	③障害者、高 齢者雇用の 促進	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律の基準 を上回る積極的な雇用の促進 ・ 高齢者の就業機会の確保
	④男女平等参 画の推進	・ 結婚や出産による退職者の再雇用 ・ ひとり親家庭の親の雇用
	⑤その他地域 雇用確保へ の協力	・ 地域の学校等からの就業体験の受入れ

項目	細目	具体的内容の例
7 核テナント撤退や店舗閉鎖時の対策	①早期の情報開示、提供	・ 撤退やその後の対応策に関する早期の情報開示 ・ 地域、行政への十分な情報提供
	②後継店の確保	・ 失業者の発生や地域住民の買物の利便性の低下を極力抑えるための後継店、大型店承継者の確保
	③従業員の雇用の確保	・ 従業員の配置転換や再就職支援等による雇用の確保
	④店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止	・ 適切な建物管理による店舗閉鎖に伴う周辺環境悪化の防止
	⑤その他核テナント撤退や店舗閉鎖時の対策	・ 撤退後も再利用可能な店舗建築設計、レイアウト、資材への配慮

項目	細目	具体的内容の例
8 その他	①食品等の安全、安心の確保	・ 食品等の安全、安心の確保のための安全管理体制の構築
	②地域の景観形成への取り組みに対する協力	・ 周辺の街並みへの配慮等良好な景観形成に向けた取り組みに対する協力
	③その他地域貢献活動	

第1号様式

出店概要書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

住所

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

名古屋市大規模小売店舗地域貢献ガイドライン第3 2(1)アの規定に基づき、
下記のとおり提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地
- 3 用途地域
- 4 敷地面積
- 5 延床面積（増床の場合は、増床後の延床面積）
- 6 店舗面積（増床の場合は、増床後の店舗面積）
- 7 小売店舗以外の併設施設の種類及び併設施設ごとの床面積
- 8 建物の構造
- 9 主なテナント
- 10 営業時間（開店時刻及び閉店時刻）
- 11 駐車場の収容台数
- 12 開店等までのスケジュール（建築基準法（建築確認）、農地法（農地転用）、
都市計画法（開発行為）又は大規模小売店舗立地法（新設等）の手續予定
年月日、建築着工予定年月日、竣工予定年月日及び開店等予定年月日）

注 広域位置図、周辺位置図及び建物配置図を添付してください。また、図面
には、予定する入退店ルートも記載してください。

第2号様式

地域説明会開催結果報告書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

住所

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

名古屋市大規模小売店舗地域貢献ガイドライン第3 2(2)キの規定に基づき、次のとおり報告します。

項目	内容
1 大規模小売店舗の名称	
2 大規模小売店舗の所在地	
3 周知方法	
4 開催日時	
5 開催場所	
6 説明者	
7 出席者数	
8 議事の概要	
9 陳述意見及び回答	

注 地域説明会の開催を周知した資料、地域説明会で配布した資料等を添付してください。

第3号様式

取下書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

住所

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

名古屋市大規模小売店舗地域貢献ガイドライン第3 2(4)の規定に基づき、
年 月 日付けで提出しました出店概要書を下記のとおり取り下げます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地
- 3 取り下げる理由

第4号様式

地域貢献計画書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

住所

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

名古屋市大規模小売店舗地域貢献ガイドライン第3 3(1)アの規定に基づき、
下記のとおり提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地
- 3 地域貢献担当窓口の部署及び連絡先
- 4 地域貢献に対する方針
- 5 地域貢献計画（5営業年度間（ 年 月 日～ 年 月 日））

項目	細目	地域貢献 活動内容	実施時期	目標値

注1 項目及び細目は、別表「地域貢献活動事例」から該当するものを記載してください。

注2 すでに実施している地域貢献活動がある場合は、その資料を適宜添付してください。

注3 目標値は、可能な限り記載してください。

注4 地域貢献に対する方針の店頭掲示等に努めてください。

第5号様式

地域貢献変更計画書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

住所

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

年 月 日付けで提出しました地域貢献計画書に変更がありますので、
名古屋市大規模小売店舗地域貢献ガイドライン第3 3(1)エの規定に基づき、下
記のとおり提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地
- 3 地域貢献担当窓口の部署及び連絡先
- 4 地域貢献に対する方針
- 5 地域貢献計画 (5営業年度間 (年 月 日～ 年 月 日))
(変更した箇所にアンダーラインを付してください。)

項目	細目	地域貢献 活動内容	実施時期	目標値

注1 項目及び細目は、別表「地域貢献活動事例」から該当するものを記載して
ください。

注2 すでに実施している地域貢献活動がある場合は、その資料を適宜添付して
ください。

注3 目標値は、可能な限り記載してください。

注4 地域貢献に対する方針の店頭掲示等に努めてください。

第6号様式

地域貢献懇談会開催結果報告書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

住所

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

名古屋市大規模小売店舗地域貢献ガイドライン第3 3(2)キの規定に基づき、次のとおり報告します。

項目	内容
1 大規模小売店舗の名称	
2 大規模小売店舗の所在地	
3 周知方法	
4 開催日時	
5 開催場所	
6 説明者	
7 出席者数	
8 議事の概要	
9 陳述意見及び回答	

注 地域貢献懇談会の開催を周知した資料、地域貢献懇談会で配布した資料等を添付してください。

第7号様式

地域貢献実施状況報告書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

住所

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

名古屋市大規模小売店舗地域貢献ガイドライン第3 3(3)アの規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地
- 3 地域貢献担当窓口の部署及び連絡先
- 4 地域貢献に対する方針
- 5 地域貢献計画(5営業年度間 (年 月 日～ 年 月 日))
- 6 地域貢献の実施状況 (年 月 日～ 年 月 日)

項目	細目	地域貢献 活動内容	実施時期	実施状況

注1 項目及び細目は、名古屋市に提出した地域貢献(変更)計画書に記載した
ものを記載してください。

注2 地域貢献活動内容に関する資料を適宜添付してください。

注3 実施予定のあったもので、実施しなかったものについては、実施時期に「未
実施」と記載してください。

第8号様式

地域貢献実施状況報告書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

住所

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

名古屋市大規模小売店舗地域貢献ガイドライン第3 3(4)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地
- 3 地域貢献担当窓口の部署及び連絡先
- 4 地域貢献の実施状況

項目	細目	地域貢献活動内容

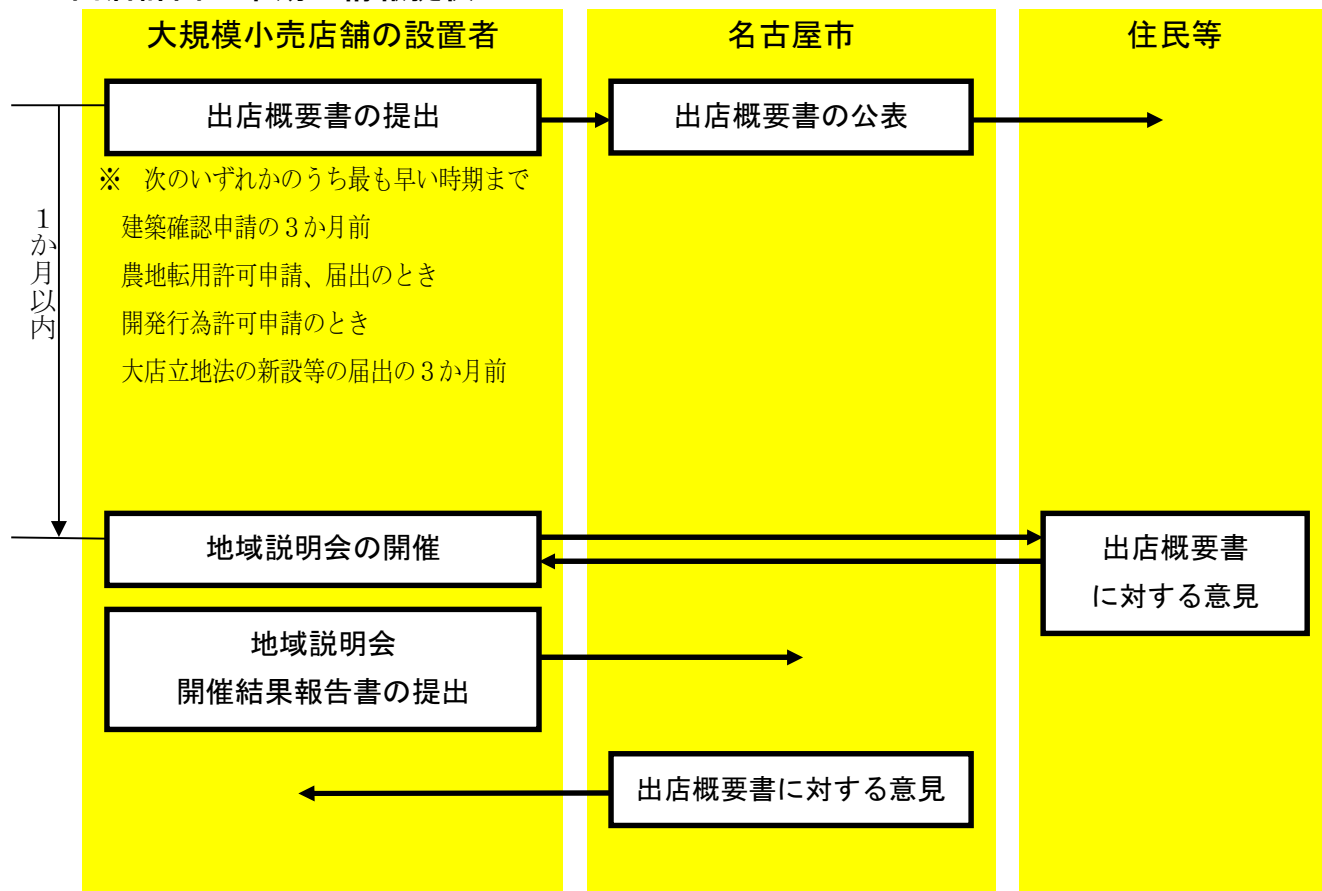
注1 項目及び細目は、別表「地域貢献活動事例」から該当するものを記載してください。

注2 地域貢献活動内容に関する資料を適宜添付してください。

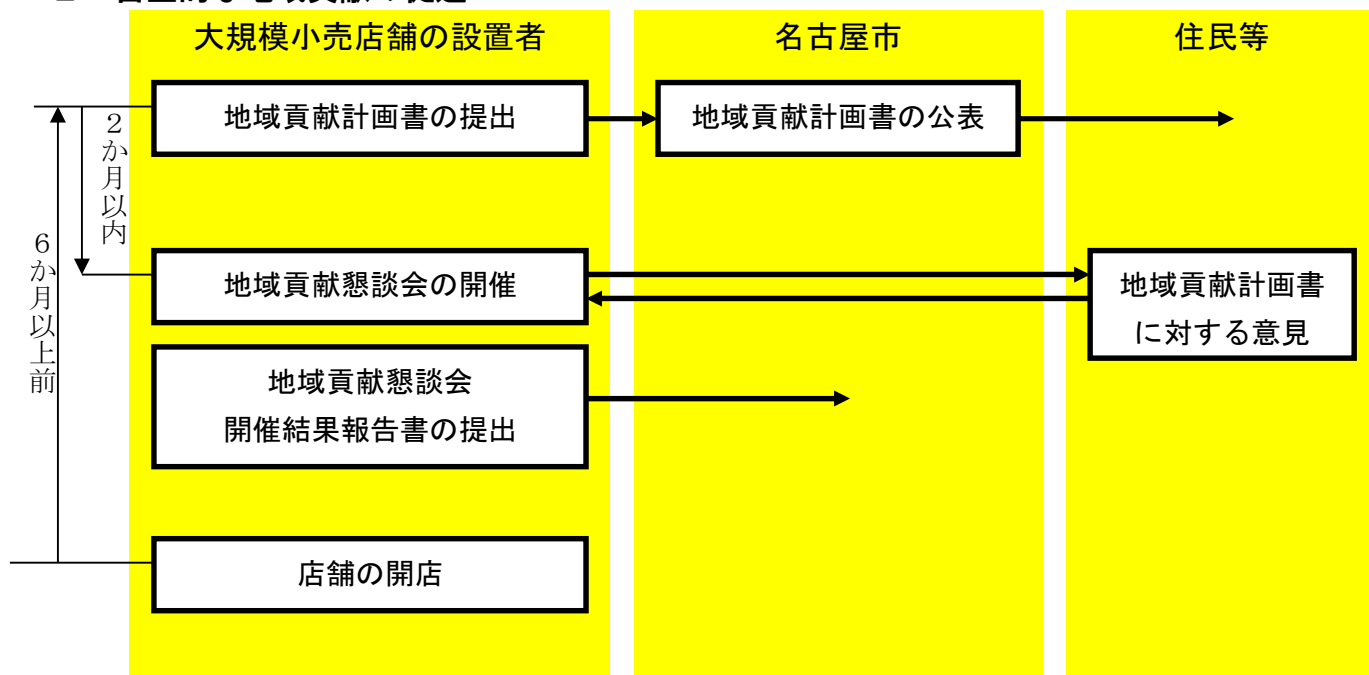
注3 開店前又は開店後1年未満で実施中のものがない場合は、実施予定のものを記載してください。

【手続フロー】

1 出店計画の早期の情報提供



2 自主的な地域貢献の促進



＜問い合わせ先＞

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

電話 052－972－2433（ダイヤルイン）

F A X 052－972－4138

E－mail a2430@ keizai.city.nagoya.lg.jp